

京都府遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分事務処理要綱

平成23年8月30日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に基づく不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準を定めるとともに、その事務手続を明確にすることにより不利益処分の公正性と透明性を保ち、併せて遊漁船業の適正な営業、遊漁船利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 遊漁船業者 法第3条第1項の規定による京都府知事の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。
- 二 当事者 不利益処分の名あて人となるべき者をいう。
- 三 当事者等 当事者及び行政手続法第17条に規定する参加人をいう。
- 四 遊漁船業団体 遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であって、法第24条の規定による京都府知事の指定を受けたものをいう。
- 五 前号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び行政手続法の例による。

第2章 不利益処分の基準

(行政指導)

第3条 知事は、遊漁船業者及び遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した、又は違反するおそれがある場合であって、法第29条の規定による報告及び立入検査の結果必要と認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導する。

(不利益処分の適用)

第4条 知事は、前条の規定による行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合には、その内容に応じて、不利益処分を行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく不利益処分を行うことができる。

- 一 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合
- 二 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合
- 三 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白であり、不利益処分を行うことが相

当であると認められる場合

(処分の内容)

第5条 法第20条、第21条第1項各号、第26条及び第27条の規定に該当する違反の内容並びに当該違反の内容に対応する不利益処分の内容は別表のとおりとする。

(違反行為の併合)

第6条 不利益処分を受けていない複数の違法行為について不利益処分を行う場合は、当該違反内容のうち最も重い不利益処分の内容によるものとし、その序列は重いものから登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令（遊漁船業団体の場合は指定の取消し、改善命令）とする。

(事業停止命令の期間)

第7条 事業停止命令の期間は原則として連続して設定するが、当事者の営業期間が通年とされていないことにより、所定の事業停止日数を連続して設定することができない場合は、複数の期間に分けて設定する。

2 業務停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(事業停止命令期間の加重)

第8条 事業停止命令の期間について、聴聞の結果等により、次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。ただし、加重した後の期間が120日を超える場合は、登録の取消しとする。

また、処分日数に1日未満の端数が生じる場合は、それを1日と見なす。

事 由	加 重 の 範 囲
過去に処分歴がある者	60日を加算
複数の違反行為を行った者	最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の2分の1の日数を全て加算
違反が計画的であること、又は違反を承知の上で行った者	期間の2分の1の日数を加算
違反に対する改しゅんの情が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること	期間の2分の1の日数を加算
結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの	10日を加算

(処分内容の軽減)

第9条 聴聞の結果等により、次の各号のいずれにも該当する場合であって、不利益

処分の内容が登録取消しのときは120日の事業停止命令に処分を減じ、事業停止命令であるときは処分期間の2分の1の日数を限度に事業停止命令期間の日数を減することができる。

- 一 当該登録期間中において過去に当該処分と同一の違反により不利益処分を受けていないこと。
- 二 違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努める見込みがあること。
- 三 他に重要な違反が認められないこと。
- 四 被害者の損害が回復されていること。

第3章 不利益処分の手続

(適用範囲)

第10条 不利益処分に係る手続は、行政手続法並びに京都府聴聞規則（平成6年京都府規則第25号）の規定によるほか、この要綱の規定による。

(不利益処分調書の作成)

第11条 知事は、遊漁船利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、不利益処分を行おうとするときは、不利益処分調書（別記第1号様式）を作成する。

(意見陳述)

第12条 知事は、不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者に意見陳述の機会を設けなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
 - ア 遊漁船業の登録又は遊漁船業団体の指定を取り消そうとするとき。
 - イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。
- 二 前号のいずれにも該当しない場合は、弁明の機会を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続法第13条第2項の規定に該当するときは、聴聞又は弁明の機会を設けることなく、不利益処分を行うことができる。

(聴聞)

第13条 行政手続法第15条の規定による聴聞の通知は、聴聞の日の1週間前の日までに、聴聞通知書（別記第2号様式）の交付により行わなければならない。

2 遊漁船業団体指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。

3 聴聞は、農林水産部水産課長（以下「水産課長」という。）が主宰する。ただし、水産課長が主宰できないときは、水産課長の指名する者が主宰する。

4 行政手続法第24条の規定による調書及び報告書は別記第3号様式及び別記第4号様式により作成する。

(弁明)

第14条 弁明は、弁明書の提出により行う。

2 行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知は、弁明書の提出期限

の1週間前の日までに、弁明通知書（別記第5号様式）の交付により行わなければならない。

（当事者への通知）

第15条 行政手続法第14条の規定による不利益処分を行う理由の通知は不利益処分通知書（別記第6号様式）の交付により行う。

（不服申立て）

第16条 不利益処分について、不服があるときは、当事者等は処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求をすることができる。

（命令等の履行確認）

第17条 知事は、業務改善命令又は遊漁船団体に対する改善命令を行ったときは、改善を命じた事項について速やかに改善報告書（別記第7号様式）を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。
2 知事は、事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

第4章 雑 則

（不利益処分事実の公表）

第18条 知事は、第5条の不利益処分を行った場合は、その事実を公表する。

（関係機関への通知）

第19条 知事は、事業停止命令、遊漁船業の登録の取消し、指定団体の取消しを行ったときは、その旨を水産庁主務課長、関係海上保安部署及び当事者の業務規程を送付している都道府県主務課長に通知する。

（不利益処分の記録）

第20条 知事は、処分記録簿（別記第8号様式）を備え付けるものとし、この要綱に基づく処分を行ったときは、随時記録する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。